

# 定住促進補助制度

【申請・問合せ先】本庁企画政策課企画総務グループ④(23)5111(内線4822)

市では、定住人口の確保を図るため、転入者を支援する各種補助制度を設けています。不明な点は問い合わせください。

## 定住住宅取得補助

別表1の地域内に住宅を新築または購入した転入者に対して、補助金を交付します。

【補助対象】左記の①～⑥の要件を全て満たす方が対象となります。

- 平成29年4月～平成32年3月末までの転入者(1年以内に本市に再転入をした方を除く)
- 平成29年4月～平成32年3月末までの間に市内の業者を利用し、住宅を新築または購入した方
- 新築または購入した住宅の価格が400万円以上の方
- 新築または購入した住宅に5年以上定住する方
- 自治会に加入した方
- 市税などの滞納がない方

【補助金額】別表1のとおり  
\*定住住宅リフォーム補助との二重申請はできません。

【補助金の交付方法】  
●初回申請時(1年目)  
補助額の50%を交付します。

●継続申請時(2～6年目)  
残額を5年間で均等払いします。2年目以降の申請については、8月以降に文書で案内します。

## 定住住宅リフォーム補助

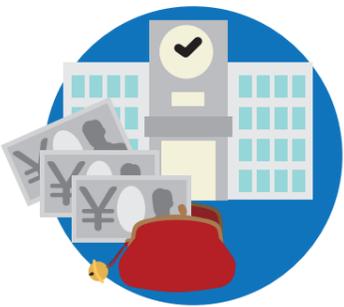
別表1の地域内の住宅をリフォームした転入者に対して、補助金を交付します。

【補助対象】左記の①～⑥の要件を全て満たす方が対象となります。

- 平成29年4月～平成32年3月末までの転入者(1年以内に本市に再転入をした方を除く)
- 平成29年4月～平成32年3月末までの間に市内の業者を利用し、住宅をリフォームした方
- アパートなどの賃貸の集合住宅は対象外となります。

## 奨学金返還支援

市内に就労した方を対象に、学生時代に借りていた奨学金の返還を支援します。

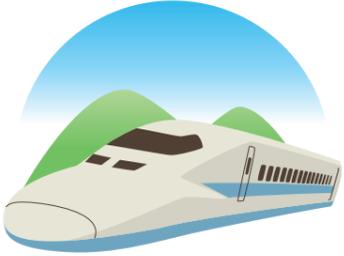


【補助対象】左記の要件を全て満たす方が対象となります。

- 大学などを卒業した30歳未満の方で、平成28年度以降に市内の中小企業などに正規雇用で就職し、市内に居住している方
- 大学などの在学中、日本学生支援機構やその他の指定する奨学金などの貸与を受けていた方
- 他に同様の補助を受けていない方

【補助金額】前年度に返還した奨学金額の2分の1に相当する額

\*ただし、1年間の補助額は20万円を限度とし、補助総額の上限額は200万円となります。



※対象外となります。

③リフォームした工事代金が30万円以上の方

④リフォームした住宅に5年以上定住する方

⑤自治会に加入した方

⑥市税などの滞納がない方

【補助内容】工事費の50%  
\*地域により、左表のとおり上限額が設定されています。

\*定住住宅取得補助との二重申請はできません。

【補助金の交付方法】定住住宅取得補助と同様

(別表1)

地域	定住住宅取得補助	住一(上限) 住上(上限) 住リ(上限)
里町・上甕町・下甕町・鹿島町	150万円	100万円
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 ▼川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田・八幡・城上・吉川・陽成・湯田・西方	100万円	70万円

新幹線を利用して通勤される転入者に対して、補助金を交付します。

【補助対象】左記の①～⑤の要件を全て満たし、定期券の通用開始日から4カ月以内に申請できる方が対象となります。

- 平成29年4月～平成32年3月末までの転入者(1年以内に本市に再転入をした方を除く)
- 平成29年4月～平成32年3月末の間に発行された新幹線通勤定期券を購入し、通勤をしている方(川内駅を利用区間に含む定期券が対象)
- 新幹線通勤定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額を差し引いた金額が、別表2の補助金額以上となる方
- 自治会に加入した方
- 市税などの滞納のない方

【補助金額】別表2のとおり営業キロにより異なります。

# 子育て・若者世代支援制度

【申請・問合せ先】本庁ひとみらい政策課ひとみらい政策グループ④(23)5111

## 通学定期券等購入費補助

市内に住む生徒が、市内の学校へ公共交通機関などを利用して通学した際の定期券購入代およびスクールバス代の一部を助成します。

【補助対象】左記の全ての要件を満たす方が対象となります。

- 申請者は、本市に住所を有し、市内の学校に通学する生徒のために定期券を購入する保護者であること
- 定期券は、公共交通機関または学校が発行する1カ月・3カ月・6カ月の定期乗車券またはスクールバス乗車証であること
- 生徒の住居に最も近いバス停留所または鉄道の駅から、生徒が通学する学校に最も近いバス停留所または最寄りの鉄道の駅までの区間において、最も合理的な経路を利用した場合の定期乗車券またはスクールバス乗車証であること
- 市税などを滞納していないこと

【補助金額】購入費の半額(100円未満切捨て)

⑤そのほか市長が必要と認める条件

## 新幹線通勤定期購入補助



結婚に伴う新生活のスタートに係る住居費用および引越費用に対して、補助金を交付します。

【補助対象】左記の要件を全て満たし、市内に居住する世帯となります。

- 平成29年4月から平成30年3月までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、世帯所得が340万円未満である世帯
- 婚姻に伴い、本年1月以降に新たに住居を取得または賃借した世帯
- 夫婦のどちらか50歳未満である世帯

【補助金額】新たに取得または賃借した住居に係る費用および引越費用の全額

\*ただし、1世帯あたり24万円が限度  
\*制度の詳細については、市ホームページ上にも掲載しています。